

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

那覇市

2 構造改革特別区域の名称

那覇市こども発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

那覇市の全域

4 構造改革特別区域の特性

那覇市（以下「本市」という。）は沖縄本島の南部に位置しており、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接している。市の面積は 41.42 平方キロメートルで沖縄県の県都として、人口 31 万人余（令和 4 年 11 月末現在）を有する政治・経済・文化の中心地である。

那覇市こども発達支援センター（以下「当センター」という。）は、昭和 57 年 5 月 7 日に「那覇市心身障害児療育センター」として開設し、早期発見・早期療育を目的に i 相談事業 ii 母子通園事業 iii 機能回復訓練事業 iv 研修を軸に一貫した療育を実施し、多くの児童とその保護者を支援してきた。平成 11 年には「那覇市療育センター」と名称を変え、発達に援助を必要とする児童、保護者及び関係機関への支援に取り組み、平成 31 年 4 月には、「那覇市こども発達支援センター」へ移行し、本市の発達支援や地域支援の中核機関としての役割を十分に發揮できるよう取り組んでいる。

当センターにおける障害児通所支援事業（児童発達支援）の「親子通園」は、本市内においても、親子で通える数少ない児童発達支援の一つであり、児童と保護者の安定した関係に配慮し、職員の専門性を活かした支援を行うなど、児童発達支援の重要な役割を担っている。

近年、障がいの多様化や障害児通所支援が年々増加しており、当センターにおいても限りある財源の中でサービスを充実させる必要がある。

そのような中、児童発達支援センターにおける役割の一つに給食提供があり、安心できる環境で家族や友達と一緒に楽しく食事をすることは、児童の心身を健やかに成長させる重要な支援であると考えるが、現在当センターにある調理室は給食調理を行うには狭く、構造上改築工事等も難しい。更に給食提供は集団クラス 13 名の児童、週 1 回昼食のみであり、調理員の安定的な確保や給食提供に要するコストが著しく高額となる等の課題がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

当センターは、障害児通所支援事業を実施するとともに、発達に援助を必要とする児童、保護者および関係機関への支援も行っており、地域の中核的な役割を担っている。本特定事業により、当センターの障害児通所支援事業における給食の外部搬入が認められることで、整備費用や人件費などの運営の合理化につながり、より療育業務に注力することができる。児童発達支援ガイドラインにも記されている「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する」など本来の児童発達支援が円滑に行える。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入による運営の合理化により、児童発達支援センターの設備や人員配置を含めた組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上が図られ、地域における児童発達支援の中核的な拠点という重要な役割を担うことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済社会的効果

給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上が見込まれる。また身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における児童発達支援体制の更なる充実が図られる。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和5年（2023年）4月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域における児童発達支援センター（以下「センター」という。）において、給食については、本市と民間事業者の契約に基づき、民間事業者において調理し、搬送も当該民間業者が行う。

搬送にあたっては、センターと調理業務を行う民間事業者との位置関係、提供する給食の形態等の状況を踏まえながら、適切に管理し、搬送する。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）環境整備

構造改革特別区域におけるセンターでは、障がい児に対する食事の提供の責任はセンターにあるものとし、給食の調理はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業者の調理施設で同民間業者職員が行い、搬送や保存、配膳、冷蔵、冷凍、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間業者と本市が互いに責任をもって行う。

また、センターの調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具が揃えられている。

（2）児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食週1回とし、献立等については委託民間業者職員（栄養士）が作成するとともに、児童の発達段階に応じた味付け、固さ、大きさを工夫（例えばご飯をお粥に切り替えるなど）するなど、児童の年齢や発達段階、障がいの特性によって必要に応じた個別の対応を行う。

また、給食での必要な栄養素量の確保のみならず、保護者や医師から得られた情報に基づき、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに、児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら、必要に応じて保護者との面談を行うとともに、定期的にメ

ニュー等について委託民間業者との調整を行う。

検食については毎回利用児童に提供する前にセンター職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管する。

（3）衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）第 4 の 2 の規定を遵守し、センター及び委託業者ともに常に衛生管理を徹底する。

（4）委託契約等の締結

構造改革特別区域内におけるセンターの給食は本市と民間業者等が締結する契約に基づき、民間業者の調理施設で事業者が調理を行う。

調理にあたっては、「構造改革特区域内における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18 年 3 月 31 日障発 0331011 号）の 3（2）及び（3）を遵守することとし、センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保する。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するものとする。

（5）食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「健健全は 21」の内容を基本とする。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を育み、健康な生活リズムを身に着けるため、子どもの発達段階に応じた食育を推進する。

個別支援計画の中に、児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていく。

【那覇市児童発達支援センターの概要】

- 1 定員 20 名
- 2 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童） 13 名
- 3 職員数 27 名
内訳

| | |
|-----------------|----|
| 管理者 | 1名 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1名 |
| 保育士（会計年度職員含む） | 6名 |
| 児童指導員（会計年度職員含む） | 3名 |
| 機能訓練担当職員 | 6名 |
| 嘱託医（非常勤） | 4名 |
| 言語聴覚士 | 2名 |
| 社会福祉士 | 2名 |
| 保健師（会計年度職員） | 1名 |
| 用務員（会計年度職員） | 1名 |
- 4 調理室の面積 7 m²
- 5 調理設備・器具
流し台、ガスコンロ（2口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、収納棚
- 6 配送計画（案）

| 時間 | 調理業者（民間業者） | 那覇市こども発達支援センター |
|--------------|------------|----------------|
| 午前 7 時 45 分 | 調理開始 | |
| 午前 10 時 15 分 | 調理完了、配送開始 | |
| 午前 10 時 45 分 | | 受取、配膳準備、検食 |
| 午前 11 時 15 分 | | 配膳、喫食 |
| 午後 12 時 00 分 | | 給食終了 |
| 午後 2 時 00 分 | 容器回収 | |